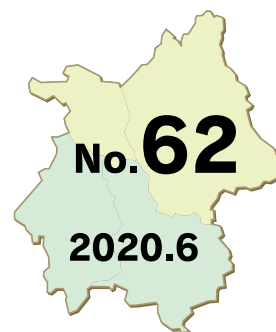




那珂川消防署に配備した水槽付消防ポンプ自動車

広報 MINAMINASU KOUIKI

こういき



- ・令和2年度組合予算の概要…………… 2
- ・南那須地区斎場のご利用について…………… 3
- ・一般廃棄物処理手数料改定のお知らせ… 4
- ・燃やさないごみの出し方(分別)について… 5
- ・消防からのお知らせ…………… 6
- ・南那須地区マタニティ・サポート119… 7
- ・新型コロナウイルス感染症について…… 8

令和2年度 組合予算の概要

一般会計

22億9,200万円 R1当初比1.7%減

病院事業会計

32億9,096万円 R1当初比3.0%増

一般会計

●歳入 <総額 22億9,200万円>

分担金及び負担金	21億5,072万円 (93.8%)
使用料及び手数料	5,171万円 (2.3%)
国庫支出金	354万円 (0.2%)
県支出金	886万円 (0.4%)
繰入金	5,500万円 (2.4%)
繰越金	500万円 (0.2%)
その他 (諸収入・寄附金・財産収入)	1,717万円 (0.7%)

一般会計の予算総額は、2億9,200万円、前年度と比較して4,000万円、1.7%の減となりました。歳入については、構成市町からの負担金が21億5,072万円、歳入総額の93.8%を占めています。

●歳出 <総額 22億9,200万円>

議会費	101万円 (0.1%)
総務費	9,232万円 (4.0%)
衛生費	12億5,601万円 (54.8%)
消防費	8億9,488万円 (35.3%)
公債費	1億2,818万円 (5.6%)
予備費	500万円 (0.2%)

歳出については、衛生費が最も多く、次いで消防費、公債費となっています。衛生費では、病院事業会計に対する繰出金や、し尿・ごみ処理施設、斎場の運営経費、また、前年度に引き続き次期一般廃棄物処理施設整備のための基金積立金などを計上しています。

病院事業会計

●病院事業会計予算<総額32億9,096万円>

収益的収入及び支出

病院事業収益	29億2,400万円
医業収益	25億8,914万円
医業外収益	3億3,486万円
病院事業費用	29億2,400万円
医業費用	28億4,180万円
医業外費用	7,870万円
特別損失	300万円
予備費	50万円

資本的収入及び支出

資本的収入	2億7,943万円
企業債	1億6,040万円
他会計負担金	1億1,903万円
資本的支出	3億6,696万円
建設改良費	1億7,630万円
企業債償還金	1億8,562万円
投資	504万円

病院事業会計の予算総額は、32億9,096万円、前年度と比較して9,879万円、3%の増となりました。一般会計から病院事業会計への繰入金は、収益的収支、資本的収支合計で、5億7,042万円となります。今年度の主な医療機器の整備は、デジタル式X線透視診断装置等の更新を予定しております。



なお、那須南病院は、地域の公的医療機関として、地域医療・救急医療の確保、へき地巡回診療に今年度も積極的に取り組んでまいります。

南那須地区斎場のご利用について

現在の南那須地区斎場につきましては、地域住民の皆様のご理解とご協力のもと、平成16年に運営を開始し、16年目を迎えております。つきましては、ご利用される皆様へ、あらためて、当斎場のご利用方法についてご紹介いたします。

1 斎場の予約について

- ①予約方法 葬祭業社又は、市役所・町役場の窓口からご予約ください。
(個人からの受付は、行っておりません。)
- ②火葬時間 1日の火葬の予約時間は、下記の9つの時間帯になります。
9 : 00 / 9 : 30 / 10 : 00 / 11 : 00 / 11 : 30 / 12 : 00
13 : 00 / 13 : 30 / 14 : 00

2 火葬当日ご用意いただくもの

- ①火葬許可証・斎場使用許可証（斎場受付にご提出ください。）
- ②斎場使用料（現金でお支払いください。前払い・後払いはできません。）
- ③ごみ袋（ご利用の際に出たごみは、全てお持ち帰りいただきます。）



3 使用料金について

種 別	使用者又は死亡者が那須烏山市及び那珂川町に住所を有している場合 ^(※)	左記以外
一 般	10,000円	50,000円
改 葬	10,000円	40,000円
胎 児	5,000円	20,000円
身体の一部	5,000円	20,000円

(※)「本籍地」ではなく、「住民登録地」となります。

重要

新型コロナウイルス感染症に感染してお亡くなりになった方の火葬について

新型コロナウイルス感染症に罹患してお亡くなりになった方の火葬のご予約方法やご利用に関する対応・注意点等の情報について、斎場のホームページに掲載しておりますので、下記のホームページアドレスから内容をご確認いただき、ご利用をお願いします。

なお、掲載内容は、随時更新していきます。

[南那須地区斎場](#)

[検索](#)



一般廃棄物処理手数料改定のお知らせ

令和2年4月1日より ごみ処理手数料を改定しました

那須烏山市及び那珂川町の住民及び事業者の皆様が、直接、保健衛生センターへごみを搬入する場合にご負担いただいておりますごみ処理手数料を、令和2年4月1日より次のとおり改定しました。

区 分	単 位	金 額
一般家庭ごみ	10kg当たり	100円
事業系ごみ		150円

※10kg未満は、10kgとみなします。

現在のごみ処理手数料とごみ処理費用（平成28年度：278円/10kg）には大きな差があり、相応分の費用負担や、ごみの排出抑制・再利用の推進などの観点からごみ処理手数料を改定するものです。

●●●●● 家庭ごみの直接搬入について ●●●●●

大掃除などで一時的に多量のごみが出た場合やコンテナに入らない粗大ごみを処分する場合には、保健衛生センターに直接搬入することができます。

直接搬入をご希望の方は、家庭ごみ収集カレンダーに記載されている「ごみの分け方・出し方」で分別方法を確認し、必ず分別してからお越しく下さい。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、直接搬入を中止させていただく場合もありますので、搬入する際は組合ホームページ（下記QRコード）等でご確認をお願いいたします。

【平日の受入】

月曜日～金曜日
（祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）

【休日の受入】

第一日曜日

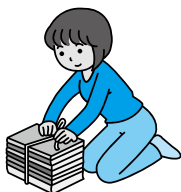
令和2年		
7月5日(日)	8月2日(日)	9月6日(日)
10月4日(日)	11月1日(日)	12月6日(日)

【受入時間】

午前の部 8時30分～11時30分
午後の部 13時00分～16時30分

【料 金】

一般家庭ごみ 10kg当たり100円

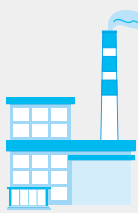


お 願 い

- お持ち込みの際は、職員の誘導・指示に従ってください。
- 受け入れできないごみは、家庭ごみ収集カレンダーに記載されている「保健衛生センターで処理できないごみ」をご参照ください。
- 休日は混雑が予想されますので、状況により長時間お待ちいただく場合があります。時間にゆとりをもってお越しく下さい。
- ごみステーションに出せるごみは、ごみステーションをご利用ください。
- 事業系ごみの休日受け入れは行っておりませんのでご注意ください。



問合せ先：保健衛生センター ☎0287-83-1155 那須烏山市大桶444



燃やさないごみの出し方 (分別)について



ごみステーションに出される燃やさないごみの中に、燃やすごみや資源物の缶・ビンが多く混入しています。収集された燃やさないごみは、職員が手選別により分別しているため、分別が不十分ですと、選別に時間がかかり、他の業務に支障をきたしてしまいます。ごみを出す際はきちんと分別して出していただくようご協力をお願いいたします。



燃やさないごみ
以外のごみが
多数コンテナへ混入
している状態です。



①燃やすごみ



②アルミ缶



③スチール缶



④ペットボトル



⑤ビン

①燃やすごみ

⇒燃やさないごみの中にプラスチック製品や靴などが混入しています。これらは燃やすごみとして出してください。

②アルミ缶

③スチール缶

④ペットボトル

⑤ビン

⇒これらは、すべて資源物になるので、それぞれの収集日に出してください。

※アルミ缶、スチール缶はごみを出す際に混在しやすいので、きちんと確認してから出してください。



燃やさないごみ

燃やさないごみは、
左の写真のような状態で
コンテナへ入れて、ごみステーションへ出すようにご協力
をお願いいたします。



令和元年10月1日～

火を使用するすべての飲食店に 消火器の設置が必要となりました。

新たに消火器の設置を必要とする飲食店

- ①建物の延べ面積150㎡未満のもの。
(延べ面積150平方メートル以上の飲食店等は、従前から設置が義務付けられています。)
- ②飲食を提供する為、調理を目的として火を使用する設備
又は器具を設けているもの。

消火器を設置するにあたって

- ①消火器とともに標識も設置してください。
- ②消火器を設置後、6ヶ月ごとに点検し、1年に1回消防署へ
点検結果報告書を提出してください。

飲食店

火を使用する
設備又は
器具がある？



はい

いいえ

設置義務あり*

設置義務なし

※ 以下の装置があれば消火器の設置は免除できます。

- 調理油過熱防止装置
- 自動消火装置 (火災を感知し消火薬剤で自動消火するもの)
- その他の危険な状態の発生の防止および発生時における
被害を軽減する安全機能を有する装置 (例: 圧力感知安全装置)

- 調理油過熱防止装置
- × 立ち消え防止安全装置



ガスコンロ

違反対象物公表制度

運用開始 平成31年4月1日～



危険物取扱者試験のご案内

- ◇試験日 令和2年11月8日(日)
- ◇試験種類 甲種、乙種(第1類～第6類)、丙種
- ◇受付期間 9月7日(月)～9月18日(金)
(但し、土・日曜日は除く)
- ◇受付場所 消防本部予防消防課 保安指導係
那須烏山市神長880番地1
- 問合せ ☎0287-83-8802

消防設備士試験のご案内

- ◇試験日 令和2年9月13日(日)
- ◇試験種類 甲種(特類・第1類～第5類)、乙種(第1類～第7類)
- ◇受付期間 7月6日(月)～7月17日(金)
(但し、土・日曜日は除く)
- ◇受付場所 (一財)消防試験研究センター
栃木県支部
- 問合せ ☎028-624-1022



このページに関する詳しい内容は、南那須地区広域行政事務組合消防本部ホームページ(左記QRコード)をご覧ください。「試験・講習案内」及び「お知らせ」欄から閲覧できます。



南那須地区

マタニティー・サポート119



南那須地区広域行政事務組合消防本部では、令和2年1月1日から

「南那須地区マタニティー・サポート119(妊婦事前登録制度)」を開始しました。

マタニティー・サポート119とは?

マタニティー・サポート119とは、妊娠した方を救急車で搬送を行う場合に必要となる、出産予定医療機関や予定日などの情報を事前に消防署へ登録いただくことで、万が一の際に救急隊の迅速な対応を実現するとともに、出産を控えた方の不安を和らげるための制度です。

対象者となる方

- ①那須烏山市または那珂川町にお住まいで、市・町へ妊娠の届出を行う方。
- ②既に、妊娠の届出が済んでいる方や、那須烏山市または那珂川町に里帰りして出産準備をしている方。

事前登録の手続き

- ①那須烏山市こども課及び那珂川町子育て支援課で妊娠の届出を行う際、登録を希望または検討する方に、「妊婦情報事前登録届出書」を配布いたします。
※「届出書」は消防本部ホームページ(下記QRコード)からダウンロードも可能です。
- ②妊婦情報事前登録届出書に必要事項を記入して下記いずれかの消防署へ提出します。(届出書の写しを交付しますので母子健康手帳と一緒に保管して下さい。)

救急搬送時の流れ

- ①「陣痛や破水など出産の兆候」「腹部の痛みや出血」「腹部に強い張りを感じる」などの症状や「陣痛とは異なる激しい腹痛等の異常時」などを感じたら、まずかかりつけの医療機関に電話連絡します。
(※意識障害や、けいれんなどの場合には119番通報を優先してください。)
- ②医師に救急車で来院する必要があると指示された場合や、自家用車などの移動手段がない場合は「119」番に通報し、住所、氏名とともに「南那須地区マタニティー・サポート119」に登録していることを伝えます。
- ③119番通報を受けたオペレーターは、救急隊に「事前登録者」であることを伝え、救急隊は登録情報を活用して迅速に医療機関へ搬送します。

※注意事項

搬送医療機関は、原則出産予定医療機関としていますが、医師と連絡を取り、容態などによって変更になる場合もあります。

この制度は、南那須地区(那須烏山市・那珂川町)内からの救急搬送に限定されるものです。



届出先 那須烏山消防署 ☎0287-82-2009 那須烏山市神長880番地1
那珂川消防署 ☎0287-92-2800 那珂川町馬頭2337番地1



新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症について、全国的に新規報告数及び重症者数が減少傾向にあることが確認され、緊急事態宣言も解除されました。

しかし、いつまた感染者が増加するか分からない状況です。そのため、日々の生活で感染しないよう注意する必要があります。

そこで、日々の生活の中でできることをご紹介します。



3つの「密」を避けましょう！



①換気の悪い

密閉空間



②多数が集まる

密集場所



③間近で会話や発声をする

密接場面

日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう注意しましょう！

マスク着用と咳エチケット

正しいマスクの着用



①鼻と口の両方を確実に覆う



②ゴムひもを耳にかける



③隙間がないよう鼻まで覆う

3つの咳エチケット



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)



マスクがないとき
ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う



とっさのとき
袖で口・鼻を覆う

①面会時間は午後3時00分から午後6時30分までとなります(15分程度でお願いします)。

②面会の際は必ず「面会許可証」をご持参ください(「面会許可証」は入院の際に配布されます)。

③面会者は、医師から許可された同居家族または県内に在住する親族の方のうち、下記のいずれにも該当しない方に限定させていただきます。

・2週間以内に県外へ外出された方 ・2週間以内に体調を崩された方

④内科の午後の診察は、「発熱症状のある患者さん」の対応を中心に行います。別室での診察となりますので、事前に連絡してから受診をお願いいたします。

⑤診療や面会に関してのご質問は下記までお問合せください。

那須南病院 総務課 ☎84-3911

那須南病院
での対応状況

6月1日より
面会の全面禁止の
一部解除